

議案第36号

安中市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例について

安中市建築基準法関係手数料条例を次のように改正する。

令和7年2月26日提出

安中市長 岩 井 均

安中市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

安中市建築基準法関係手数料条例（平成19年安中市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「申請」を「申請又は通知（以下「申請等」という。）」に改める。

第3条中「申請」を「申請等」に改める。

別表第1中

「

| |
|---------|
| 15,000円 |
| 22,000円 |
| 35,000円 |

」を

「

| |
|---------|
| 16,000円 |
| 26,000円 |
| 40,000円 |

」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築しようとする場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築しようとする場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更しようとする場合

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 当該申請等に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書に規定する特定建築行為（以下「特定建築行為」という。）のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するものが含まれる場合（同法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しが提出された場合を除く。）においては、次の各号に掲げる当該特定建築行為に係る建築物ごとの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を、当該建築物に関する確認申請等手数料の額に加算する。この場合において、既に確認を受けた特定建築行為の計画を変更するときは、当該計画の変更に係る建築物ごとの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額を加算する。

- (1) 一戸建ての住宅であって、建築物の特定建築行為に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 11,000円
- (2) 一戸建ての住宅であって、建築物の特定建築行為に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 13,000円
- (3) 一戸建ての住宅以外の住宅であって、建築物の特定建築行為に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 22,000円
- (4) 一戸建ての住宅以外の住宅であって、建築物の特定建築行為に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 34,000円

3 法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備（以下「昇降機」という。）に係る部分が含まれる場合において、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じた額として、建築物に関する確認申請等手数料に加算する額

- (1) 昇降機を設置しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。） 14,000円（小荷物専用昇降機については、9,000円）
- (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置しようとする場合 10,000円（小荷物専用昇降機については、8,000円）

別表第2を次のように改める。

別表第 2 (第 2 条関係)

昇降機及び工作物に関する確認申請等手数料

| 手数料を徴収する事務 | 区分 | 手数料の額 |
|--|----------------------------------|---|
| 法第 8 7 条の 4 において準用する法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は法第 8 7 条の 4 において準用する法第 1 8 条第 2 項の規定による計画の通知に対する審査 | 昇降機を設置しようとする場合 (次項に掲げる場合を除く。) | 1 4, 0 0 0 円 (小荷物専用昇降機については、9, 0 0 0 円) |
| | 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置しようとする場合 | 1 0, 0 0 0 円 (小荷物専用昇降機については、8, 0 0 0 円) |
| 法第 8 8 条第 1 項において準用する法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は法第 8 8 条第 1 項において準用する法第 1 8 条第 2 項の規定による計画の通知に対する審査 | 工作物を築造しようとする場合 (次項に掲げる場合を除く。) | 1 3, 0 0 0 円 |
| | 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造しようとする場合 | 8, 0 0 0 円 |

別表第3中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

別表第4中

「第18条第16項」を「第18条20項」に、

「

| |
|---------|
| 24,000円 |
| 39,000円 |

」を

「

| |
|---------|
| 26,000円 |
| 40,000円 |

」に、「第18条第21項」を「第18条第30項」に、「同条

第16項」を「同条第20項」に、

「

| |
|---------|
| 23,000円 |
| 38,000円 |

」を

「

| |
|---------|
| 25,000円 |
| 39,000円 |

」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 2 当該申請等に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為（以下「要確認特定建築行為」という。）が含まれる場合においては、当該申請等1件につき、次の各号に掲げる要確認特定建

築行為に係る部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を、当該建築物に関する完了検査等手数料の額に加算する。

(1) 30平方メートル以内のもの 3,000円

(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 4,000円

(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 5,000円

(4) 200平方メートルを超えるもの 8,000円

3 昇降機に係る部分が含まれる場合において、当該昇降機1基につき、建築物に関する完了検査申請等手数料に加算する額 18,000円（小荷物専用昇降機については、14,000円）

別表第5を次のように改める。

別表第5（第2条関係）

昇降機及び工作物に関する完了検査申請等手数料

| 手数料を徴収する事務 | 区分 | 手数料の額 |
|---|------------|--------------------------------|
| 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による工事が完了した旨の通知に係る検査 | 昇降機を設置する場合 | 18,000円（小荷物専用昇降機については、14,000円） |
| 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第20項の規定による工事が完了した旨の通知に係る検査 | 工作物を築造する場合 | 13,000円 |

別表第6中

「

| | |
|--|---------|
| 法第42条第1項第5号の規定 による道路の位置の指定の申請 に対する審査 | 50,000円 |
|--|---------|

」を

「

| | |
|--|----------|
| 法第7条の6第1項第1号又は 第2号及び法第18条第38項 第1号又は第2号（それぞれ法 第87条の4又は法第88条第 1項において準用する場合を含 む。）の規定による仮使用の認 定の申請に対する審査 | 120,000円 |
| 法第42条第1項第5号の規定 による道路の位置の指定の申請 に対する審査 | 50,000円 |

」に改め、

「又は許可」を削り、

「

令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又
は大規模の模様替の認定の申請に対する審査

」を

「

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下
「令」という。）第137条の12第6項の規定による
大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する
審査

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の改正規定並びに別表第2の改正規定（法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の項に係る部分に限る。）、別表第3及び別表第4の改正規定（手数料を徴収する事務の欄に係る部分に限る。）並びに別表第5の改正規定（法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第20項の規定による工事が完了した旨の通知に係る検査の項に係る部分に限る。）並びに別表第6の改正規定（法第7条の6第1項第1号又は第2号及び法第18条第38項第1号又は第2号（それぞれ法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査の項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安中市建築基準法関係手数料条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第4の規定する手数料は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる新条例の規定による申請等について適用し、施行日前にされた申請等については、なお従前の例による。